

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

(政 令)

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六)
- 警察法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(七)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(八)
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(九)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一〇)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一一)
- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(一二)
- 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(一三)

○日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令の一部を改正する政令(一四)

(告 示)

- 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る農林漁業団体職員共済組合法の特例に関する政令(一五)
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(一六)

(公 告)

諸事項

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乘する率を定める件(文部六)
- 官庁
押収物還付関係
裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責、会社更生関係
特殊法人等
都市基盤整備公団、雇用・能力開発機構「雇用促進事業団平成十一年度財務内容等」、日本放送協会放送債券償還関係
地方公共団体
公債償還(大阪市) 関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された 法令のあらまし

の施行期日は、平成十二年三月三一日とすることとした。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第一〇号)(厚生省)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六五号)の施行期日は、平成十二年四月一日とすることとした。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一一号)(厚生省)

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

精神障害者保健福祉手帳交付台帳から精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項を消滅する事由として精神障害者保健福祉手帳の返還を命じたときを追加すること等の改正を行うこととした。

二 地方自治法施行令の一部改正関係(第二条関係)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

三 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係(第三条関係)

社会福祉施設に精神障害者地域生活支援センターを追加することとした。

四 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令の一部改正関係(第四条関係)

特定整備施設に精神障害者地域生活支援センターを追加することとした。

五 この政令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行することとした。

○介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第一二号)(厚生省)

一 介護保険法施行令の一部改正(第一条関係)
1 高額介護サービス費の支給要件、支給額等を定めることとした。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第六号)(文部省)

1 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。(別表第一関係)

2 この政令は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用することとした。

○警察法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第七号)(警察庁)

警察法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三〇号)の一部の施行期日は、平成十二年三月一日とすることとした。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(政令第八号)(警察庁)

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

店舗型風俗特殊営業を営む者に対する営業の全部又は一部の停止の命令等の要件となる重大な不正行為として組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)に規定する罪の一部に当たる違法な行為を加えることとした。

二 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係(第二条関係)

銃砲の所持の不許可の要件となる凶悪な罪として組織的犯罪処罰法に規定する罪の一部を加えることとした。

三 この政令は、組織的犯罪処罰法の施行の日(平成十二年二月一日)から施行することとした。

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第九号)(厚生省)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八七号)の一部

(国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第四條 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則

この政令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

厚生大臣 丹羽 雄哉
自治大臣 保利 耕輔
内閣総理大臣 小淵 恵三

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第十二号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第七條第二十三項、第五十一條第六十一條、第二百二十二條第一項、第二百六條及び第二百九條第二項並びに介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十九條の規定に基づき、この政令を制定する。

(介護保険法施行令の一部改正)

第一條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第二十九條」を「第二十九條の二」に、「第五十八條」を「第五十九條」に改める。

第三條に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、医療法第七條第二項の精神病床を有する病院のうち主として痴呆の状態にある老人を収容する病室を有するもの

第十五條第一号中「居宅要介護被保険者」の下に「(法第四十一條第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十二條中「要介護被保険者」の下に「(法第四十一條第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)」を加える。

第三章第三節中第二十二條の次に次の一條を加える。

(高額介護サービス費)

第二十二條の二 法第五十一條第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等(居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービス(食事の提供を除く。))をいう。以下同じ。に係る居宅介護サービス費、特別居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特別施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に十分の百(法第五十條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第一号において市町村特別割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第六十二條に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。))が同一の月に受けた居宅サービス等に係る次の各号に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。))が三万七千二百円を超え、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第一項に規定する被保険者(以下「被保護者」という。))を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率(要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額(以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。))を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等(次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。))に係る介護サービス費合計額に十分の十(法第五十條の規定が適用される場合にあつては、百分の百から市町村特別割合を控除して得た割合を市町村特別割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項において同じ。))を乗じて得た額、二 要介護被保険者が原則上療養費に對する支援に關する法律による一般疾病医療費の支給(以下「原簿一般疾病医療費の支給」という。))その他厚生省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。))を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等(居宅介護サービス費若しくは特別居宅介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費)の支給の対象となる部分に限る。))について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保険者(法第五十三條第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。))が被保護者を除く。次号並びに第二十九條の二第二項、第三項及び第五項において同じ。が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービス(次号に規定する特定給付対象居宅サービスを除く。))に係る居宅支援サービス費及び特別居宅支援サービス費の合計額(以下「支援サービス費合計額」という。))に十分の十(法第六十條の規定が適用される場合にあつては、百分の百から同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九條の二第一項において「市町村特別割合」という。))を控除して得た割合を市町村特別割合で除して得た割合。第二十九條の二において同じ。))を乗じて得た額

四 居宅要支援被保険者が原簿一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生省令で定める給付が行われるべき居宅サービス又はこれに相当するサービス(以下この号及び第二十九條の二第三項において「特定給付対象居宅サービス」という。))を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス(居宅支援サービス費又は特別居宅支援サービス費)の支給の対象となる部分に限る。))について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超え、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超え、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度(居宅サービス等のあつた月が四月又は五月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。))が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である者(第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。))

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者(生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて、第二項及び第二十九條の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを、「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。))を必要としない状態となるもの

6 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があった月において要介護者である者であつて、同項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは「一万五千円」とする。

7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、国民年金法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 要介護被保険者が法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原簿一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める給付（第二十九條の二第八項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項

の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費の支給があつたものとみなす。

10 要介護被保険者が同一の月において居宅要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに關して支給される居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費は、居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費として支給されるものとみなす。

11 高額介護サービス費の支給に關する手続に於いて必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章第四節中第二十九條の次に次の一條を加える。

（高額居宅支援サービス費）
第二十九條の二 法第六十一條第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の百（法第六十條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特別割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額居宅支援サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた居宅要支援被保険者に支給するものとす。その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保険者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る第二十二條の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象居宅サービスを受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス又はこれに相当するサービス又はこれに相当する年度（居宅サービス又はこれに相当するサービスのある月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス又はこれに相当するサービスがあつた月において要保護者である者であつて、第二十二條の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

6 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス又はこれに相当するサービスがあつた月において要保護者である者であつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項

で、第二十二條の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは「一万五千円」とする。

7 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額居宅支援サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額居宅支援サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 居宅要支援被保険者が法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者」という。）について特定公費負担給付が行われるべき居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定居宅サービス事業者について居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを受けた場合において、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額居宅支援サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額居宅支援サービス費の支給があつたものとみなす。

10 要介護被保険者が同一の月において居宅要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに關して支給される居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費は、居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費として支給されるものとみなす。

11 高額介護サービス費の支給に關する手続に於いて必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章第四節中第二十九條の次に次の一條を加える。

（高額居宅支援サービス費）
第二十九條の二 法第六十一條第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の百（法第六十條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特別割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額居宅支援サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた居宅要支援被保険者に支給するものとす。その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保険者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る第二十二條の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象居宅サービスを受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスについては、第二項から前項までの規定は、適用しない。

11 高齢居宅支援サービス費の支給に関する手続については必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十条第一号中「法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この節において同じ。」を削る。

第三十七條第一項第十号中「昭和二十五年法律第四十四号」を削り、同項第十二号中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削る。

第三十八條第一項第一号イ中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）」以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。次条第一項第一号イにおいて「老齢福祉年金」という。）を「老齢福祉年金」に改め、同号イ(1)中「同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。」を削り、同号イ(2)中「生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。」及び「同法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。」を削り、同号ロ中「生活保護法第六條第一項に規定する被保護者をいう。次条第一項第一号ロにおいて同じ。」を削る。

第五十八條を第五十九條とし、第五十七條の次に次の一條を加える。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第五十八條 施行法第四條の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一條第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、その施行日前にした行為により健康保険法第四十三條ノ十二の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第四十四條第十二項において準用する同法第四十三條ノ十二

二の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあったときは、その効力を失う。

附則に次の一條を加える。

（平成十二年度から平成十四年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第四條 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十八條第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする。同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるとする。

2 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十九條第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする。同条第三項において準用する第三十八條第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九條第三項において準用する第三十八條第二項の収入の見込額等を勘案して、第三十九條第三項において準用する第三十八條第二項から第五項までの規定及び第三十九條第四項において準用する第三十八條第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるとする。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二條 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

（調整交付金）

第一條の二 法第二百二十二條第一項に規定する調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項の市町村間における格差による介護保険の財政の不均衡を是正することを目的として交付する。

一 当該市町村における第一号被保険者の総数に対する当該市町村に係る第一号被保険者のうち七十五歳以上である者の割合

二 当該市町村における介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号、以下「令」）

という。第三十八條第一項各号に掲げる区分ごとの第一号被保険者の分布状況

3 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し、厚生省令で定めるところにより交付する。

4 特別調整交付金の総額は、法第二百二十二條第二項に規定する調整交付金の総額から第二項の規定により各市町村に対して普通調整交付金として交付すべき額の合計額を控除して得た額とする。

5 第三項の規定により各市町村に対して特別調整交付金として交付すべき額の合計額が前項に規定する特別調整交付金の総額に満たないときは、その満たない額は、厚生省令で定めるところにより、普通調整交付金として交付するものとする。

第五條の次に次の一條を加える。

（事務費交付金）

第五條の二 法第二百二十六條の政令で定める費用は、法第二十七條から第三十七條までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十四第一項の規定により法第三十八條第二項に規定する審査判定業務を都道府県に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）とする。

2 法第二百二十六條の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する交付金の額は、要介護認定等申請者（法第二十七條第一項、第二十八條第二項若しくは第三項、第二十九條第一項、第三十二條第一項又は第三十三條第二項若しくは第三項の規定により申請を行う者をいう。以下この項において同じ。）一人当たりの前項に規定する事務の処理に要する費用の額に、当該市町村の要介護認定等申請者数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を基準として厚生省令で定めるところにより算定した額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額に二分の一を乗じて得た額を超えることができない。

第六條第三項中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号、以下「令」という。）」を「令」に改める。

第十二條第五項中「第一項第一号に掲げる額以上」を「第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額以上」に、「二を乗じて得た」を「三分の二に相当する」に改める。

附 則

（施行期日）

第一條 この政令は、公布の日から施行する。

（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第二條 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成十一年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八十四條のうち、介護保険法施行令附則の改正規定中「附則に次の二條を」と「附則第四條を附則第六條とし、附則第三條の次に次の二條を」に改める。

厚生大臣 丹羽 雄哉
内閣総理大臣 小淵 恵三

平成十二年一月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第十三号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の五第四項第九号中「別に政令で定める額」を「七万円」に改める。

附 則

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

厚生大臣 丹羽 雄哉
内閣総理大臣 小淵 恵三